

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公表番号】特表2012-532353(P2012-532353A)

【公表日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-053

【出願番号】特願2012-518898(P2012-518898)

【国際特許分類】

G 02 B 5/22 (2006.01)

C 09 B 47/04 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/22

C 09 B 47/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビーム用フィルタ材料を製造するための複合物において、
該複合物には、

- シリコーンと、
- 当該シリコーンに拡散されている少なくとも1つの着色剤とが含まれており、

前記複合物は、400 nmと700 nmとの間の波長のビームに対して20%以下の相対透過率を有しており、

850 nmと1025 nmとの間の波長のビームに対して50%以上の相対透過率を有しております、

前記シリコーンは、60ないし180の領域において熱硬化可能である、

ことを特徴とする、

ビーム用フィルタ材料を製造するための複合物。

【請求項2】

700 nmと850 nmとの間にある波長のビーム用の前記複合物は、700 nmにおける20%以下から850 nmにおける50%以上に増大する相対透過率を有する、

請求項1に記載の複合物。

【請求項3】

前記相対透過率は、750 nmを上回る波長において跳躍的に増大して、当該相対透過率が少なくとも2倍になる、

請求項1に記載の複合物。

【請求項4】

前記着色剤は前記シリコーンにおいて均一に分散している、

請求項1から3までのいずれか1項に記載の複合物。

【請求項5】

前記着色剤は、前記複合物において200 μm以下の粒子である、

請求項1から4までのいずれか1項に記載の複合物。

【請求項6】

前記複合物は、溶媒黄色179，溶媒黄色93，溶媒黄色114，溶媒橙色60，溶媒橙色107，溶媒赤色179，溶媒赤色135，溶媒赤色111，溶媒赤色195，溶媒赤色52，溶媒紫色36，溶媒紫色13，溶媒青色97，溶媒青色104，溶媒綠色3，溶媒綠色28から選択された少なくとも1つの着色剤を含む。

請求項1から5までのいずれか1項に記載の複合物。

【請求項7】

前記複合物には、3つのグループないしIII

I) 溶媒黄色179，溶媒黄色93，溶媒黄色114，溶媒橙色60，溶媒橙色107，溶媒赤色179，溶媒赤色135，溶媒赤色111，溶媒赤色195，溶媒赤色52

II) 溶媒紫色36，溶媒紫色13，溶媒青色97、溶媒青色104，

III) 溶媒綠色3，溶媒綠色28

の1つずつのグループからの少なくとも1つの着色剤が含まれる。

請求項6に記載の複合物。

【請求項8】

前記複合物には、ジアルキルシリコーンおよび/または芳香族シリコーンが含まれる、

請求項1から7までのいずれか1項に記載の複合物。

【請求項9】

前記複合物には溶媒が含まれていない。

請求項1から8までのいずれか1項に記載の複合物。

【請求項10】

ビームをフィルタリングするための材料において、

請求項1から9までのいずれか1項に記載の複合物を硬化することによって得られることを特徴とする、ビームをフィルタリングするための材料。

【請求項11】

フィルタ材料用の複合物を製造する方法において、

- A) シリコーンを準備するステップと、
- B) 当該シリコーンを加熱するステップと、
- C) ステップB)のシリコーンに着色材料を混ぜて拡散を発生させるステップと、
- D) ステップC)の拡散を混ぜて混合物を生じさせるステップと、
- E) ステップD)の混合物を60と80の間の温度に加熱するステップと、
- F) ステップE)の混合物を拡散して、フィルタ材料用の複合物を生じさせるステップとが含まれており、

ここで前記複合物は、400nmと700nmとの間の波長のビームに対して20%以下の相対透過率を有しており、850nmと1025nmとの間の波長のビームに対して50%以上の相対透過率を有することを特徴とする。

フィルタ材料用の複合物を製造する方法。

【請求項12】

G) ステップF)の複合物を表面に被着して層を形成する付加的なステップを有する

請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記層は、その全面積にわたって同じ吸収特性を有する、

請求項12に記載の方法。

【請求項14】

850nmから1025nmまでの波長領域の波長の電磁ビームを放射するかまたは吸収するオプトエレクトロニクス構成素子において、

当該構成素子は、請求項10に記載された材料を含む構成部分または層をビーム路に有することを特徴とする

オプトエレクトロニクス構成素子。

【請求項 15】

前記層または前記構成部分は、昼光フィルタである、
請求項 14 に記載の構成素子。